

13 一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）

Council of Local Authorities for International Relations

（一財）自治体国際化協会は、地方公共団体を主体とした地域の国際化を支援し、一層推進するため、地方公共団体の共同組織として昭和63年7月に設立され、平成26年4月に一般財団法人に移行しました。

同協会は、東京に本部を、都道府県・政令指定都市に支部を置くとともに、ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京にそれぞれ海外事務所を開設し、国内外ネットワークの拡充に取り組んでいます。

こうしたネットワークを活用して、地域の国際化に関する情報の収集・提供、地方公共団体の情報の海外への紹介、地方公共団体の国際化推進に向けた活動の支援、語学指導等を行う外国青年招致事業など、地域の国際化に向けた事業を幅広く行っています。

◆ 事業のあらまし

1 地域の国際化に関する情報の収集・提供

地方公共団体や民間において実施された地域レベルの国際化に関する講演会、シンポジウム、調査研究会等の諸活動の情報を収集し、提供します。

2 国際交流協力事業の推進

姉妹交流活動や国際協力への取組みを支援します。

3 地域の国際化施策に関する支援等

地方公共団体等が主体となって実施する地域の国際化に関する講演会、シンポジウム、自治体国際協力促進事業（モデル事業）、国際交流支援事業、多文化共生のまちづくり促進事業、海外販路開拓支援事業、インバウンド支援事業に対する助成を行います。また創意と工夫に富んだ自治体国際交流の取組を表彰することで、その取組を全国の自治体に発信、共有します。

4 地方公共団体が実施する海外活動のための支援

地方公共団体関係者が海外で行う調査、視察等の活動に対し、海外事務所が中心となって支援を行います。

5 国際化に対応できる人材の育成

海外事務所への地方公共団体職員の派遣の機会を拡充するとともに、海外事務所を活用した海外自治体等の研修事業の一層の充実を図ります。

6 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）

外国青年招致事業が円滑に推進するよう、外国青年の募集、選考に関する連絡調整、地方公共団体等への斡旋、来日直後のオリエンテーション、中間研修、カウンセリング等を行います。

◆ 問い合わせ先

（一財）自治体国際化協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル内

TEL (03) 5213-1730 FAX (03) 5213-1741

(1) 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)

The Japan Exchange and Teaching Programme

小・中学校や高校等における語学教育の充実を図るとともに、地域レベルにおける国際化を進展させることを目的として、総務省、文部科学省、外務省の協力を得て、(一財)自治体国際化協会が窓口となって外国青年を招致し、地方公共団体が受け入れます。

外国青年は、その職務により、次のとおり区分されます。

CIR…Coordinator for International Relations(国際交流員)

地方公共団体の国際交流事務の補助及び地域住民との交流活動を行う。

ALT…Assistant Language Teacher(外国語指導助手)

小・中学・高校、教育委員会等で日本人の外国語担当教員とともに会話・発音指導等を行う。

SEA…Sports Exchange Advisor(スポーツ国際交流員)

地方公共団体のスポーツ指導を行う。

①県内の語学指導等を行う外国青年招致状況

単位:人

区分/年度	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
C I R			1	2	3	4	7	9	12	13	13	13	13	14	13	13	13	13
A L T	18	37	51	56	64	73	81	89	99	105	110	114	115	117	118	119	118	115
県立高校等	15	30	37	35	38	42	44	46	51	52	51	53	53	53	53	53	53	53
私立高校	2	4	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10
公立小・中学校	1	3	6	13	18	23	29	34	39	44	50	52	52	54	55	56	55	52
S E A								1	3	5	4	4	5	5	5	5	5	5
合 計	18	37	52	58	67	77	88	99	114	123	127	131	133	136	136	137	136	133

区分/年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
C I R	13	12	12	12	11	11	10	10	10	9	9	8	10	11	12	9	10	10
A L T	106	98	86	85	81	82	81	79	80	79	79	80	79	84	88	62	74	88
県立高校等	45	40	40	40	38	38	38	38	38	38	37	37	37	37	37	29	29	37
私立高校	10	9	9	9	9	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	7
公立小・中学校	51	49	37	36	34	35	34	34	35	34	35	36	35	40	44	26	39	44
S E A	4	2																
合 計	123	112	98	97	92	93	91	89	90	88	88	88	89	95	100	71	84	98

区分/年度	R5
C I R	12
A L T	88
県立高校等	37
私立高校	7
公立小・中学校	44
S E A	
合 計	100

* 県立高校等は、県立特別支援学校、県教育委員会、県総合教育センターを含む。

* 令和2・3・4年度は新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限により、欠員が生じた。

(一財) 自治体国際化協会助成事業

◇自治体国際協力促進事業（モデル事業）

1 趣旨

地方自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、積極的に支援をするとともに、広く紹介することにより、自治体が行う国際協力活動の一層の推進を図る。

2 助成対象事業者

- (1) 地方自治体(都道府県、市区町村)
- (2) 地域国際化協会(総務大臣の認定を受けた地域国際化協会をいう。以下同じ。)
- (3) 自治体または地域国際化協会と連携する NGO

3 助成対象事業

- (1) 地方自治体もしくは地域国際化協会またはそれらと連携する NGO が実施する国際協力事業。(事前調査事業を含む。)
- (2) 新規事業または事業内容の拡充が図られる継続事業であり、事業趣旨・内容等が他の自治体等のモデルケースとなりえる先駆的事业であること。
ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費の総額が 100 万円以下の事業は対象とならない。

4 助成金

助成金は、単年度ごとに、モデル事業の実施に要する経費の総額以内の額で、次の金額を限度とする。

- (1) 助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1 事業につき 300 万円
- (2) 複数の地方自治体等が共同で行う事業については、助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で 1 事業につき 500 万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
17 年度	富山県 (環境政策課)	〔北東アジア青少年環境シンポジウム開催事業〕 次代を担う青少年の環日本海地域を視野に入れた環境意識の醸成を図るとともに、日本、中国、韓国及びロシアの青少年の交流を通じて、環境保全活動や環境教育等についての共通理解及び共同行動を促進することを目的とする。
18 年度	富山県 (環境政策課)	〔北東アジア青少年環境シンポジウム開催事業〕 17年度からの継続事業
20 年度	富山県 (環境政策課)	〔黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の整備〕 日本・中国・韓国・ロシア・モンゴルの自治体・経済界・学会がネットワークを構築し、黄砂の実態や影響を把握するため広域的モニタリング体制の構築を図る。
	富山県 (環境政策課)	〔北東アジア地域環境体験プログラム〕 北東アジア地域の環境問題に対する取組みを実際に体験するプログラムを通じて、環境の現状や課題への認識を高め、北東アジア地域の経済・文化・社会システムの特徴を踏まえた取組みや行動を提案できる環境保全リーダーの育成を目的とする。
21 年度	富山県 (環境政策課)	〔黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の整備〕 20年度からの継続事業

	富山県 (環境政策課)	〔北東アジア地域環境体験プログラム〕 20年度からの継続事業
22 年 度	富山県 (国際・ 日本海政策課)	〔ブラジルサンパウロ州教育関係者受入事業〕 友好提携先であるブラジルサンパウロ州から教育経験のある人材を研修員として招聘し、小・中学校の現場における外国人児童生徒への学習支援などを通じて、日本の教育制度等に対する理解を促進する。また、帰国後は習得した知識を活かし、母国の教育制度の向上に貢献するとともに、現地に住む日系ブラジル人の人材育成に寄与する。
23 年 度	富山県 (国際・ 日本海政策課)	〔ブラジルサンパウロ州教育関係者受入事業〕 22年度からの継続事業
30 年 度	立山町 (商工観光課)	〔台湾の観光産業イノベーション国際協力事業〕 台湾の高校の修学旅行生を誘致するため、町内の地域資源を体験メニューとして提案し、台湾側からも助言を得て実証事業として受入を行う。また、将来的な台湾の自治体との連携を見据え、高校間の交流、特産品の販路開拓・ビジネスパートナーの開拓など、相互の産学官が連携し、交流モデルを構築する。

◇ 国際交流支援事業 (旧・地域国際化施策支援事業)

1 趣旨

国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会に対し助成金を交付する。

2 助成対象事業者

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村
- (3) 地域国際化協会

3 助成対象事業

助成対象事業は、助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、継続的に行われている事業であっても周年事業又は節目事業等の特色が示せる事業であれば対象とする。

- (1) 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業
- (2) 文化、芸術又は研究に関する交流事業
- (3) 青少年交流に関する事業
- (4) 国際会議に関する事業
- (5) その他地域の特色を活かした交流事業

4 助成金

- (1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円
- (2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
22年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔富山県・サンパウロ州友好提携25周年記念事業〕 富山県人のブラジル移住100周年、ブラジル富山県人会創立50周年、富山県・サンパウロ州友好提携25周年を契機に、本県とサンパウロ州との友好関係の新たな発展と、経済分野、多文化共生分野における交流の発展につなげる。
23年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔富山県オレゴン州友好提携20周年記念事業〕 富山県オレゴン州友好提携20周年を契機に、友好訪問団を派遣するとともに、「とやまブランド」を発信する事業を実施し、本県とオレゴン州との友好交流の拡大につなげる。
24年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔富山県・沿海地方友好提携20周年記念事業〕 富山県・沿海地方友好提携20周年を記念し、沿海地方青少年芸術団の受入れ、ロシア文化紹介事業を実施し、若い世代を中心とした両県地方の友好交流の更なる深化を図る。
28年度	富山県 (国際課)	〔富山県・オレゴン州友好提携25周年記念事業〕 富山県オレゴン州友好提携25周年を契機に、友好訪問団を派遣し、両県州の友好関係を改めて確認するとともに、経済、観光、文化、人的交流事業を通じて更なる相互理解及び友好親善を深める。
29年度	滑川市	〔滑川市・シャンバーグ市姉妹都市提携20周年記念事業〕 滑川市とアメリカ合衆国イリノイ州シャンバーグ市の姉妹都市提携20周年の節目に当たることから、本市中学生の派遣に加え、姉妹都市交流の端緒となった経済団体からの派遣による交流を行い、交流のさらなる深化を図る。
31年度	富山県 (国際課)	〔富山県・遼寧省友好県省締結35周年記念事業〕 平成31年度に富山県と遼寧省の友好交流35周年を迎えるにあたり、記念事業として青少年交流団の相互派遣事業を行うことで、県内の若い世代を中心とした両県省の友好交流の更なる深化を図る。
令和3年度	富山県 (国際課)	〔富山県・サンパウロ州友好提携35周年記念事業〕 富山県人のブラジル移住110周年、ブラジル富山県人会創立60周年、富山県・サンパウロ州友好提携35周年を契機に、日伯双方で各種記念行事を実施し、両県州の更なる相互理解と友好親善を深める。(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
4年度	富山県 (国際課)	〔富山県・沿海地方友好提携30周年記念事業〕 富山県とロシア沿海地方との友好提携30周年を記念し、友好訪問団の相互派遣や、スピーチコンテストや学生同士の交流など事業を通じて、両県地方の友好交流の更なる深化を目指すとともに、今後の日露交流の拡大や、経済・物流、観光などの幅広い分野における交流の促進等について関係者と意見交換する機会を設ける。(事業見合わせ)
5年度	立山町	〔台湾国際交流推進事業〕 立山町の高校生および雄山高等学校の生徒を台湾に派遣し、海外での国際交流活動を通じて異文化に対する理解を深めるとともに、国際的視野をもった青少年を育成し、併せて立山町と台湾との国際交流の発展につなげる。

◇ 多文化共生のまちづくり促進事業（旧・地域国際化施策支援特別対策事業《多文化共生分野》）

1 趣旨

グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するための施策について、多文化共生のまちづくり促進事業助成金を交付する。

2 助成対象事業者

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村
- (3) 地域国際化協会
- (4) 特定非営利活動法人及びその他本事業を実施する能力を有すると当協会が認める団体

3 助成対象事業

助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性、必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 医療・保健・福祉支援事業
- (2) 防災支援事業
- (3) 教育支援事業
- (4) 労働環境整備事業
- (5) 居住支援事業
- (6) 外国人住民の自立と社会参画支援事業
- (7) 上記(1)～(6)の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業

4 助成金

- (1) 都道府県及び指定都市にあつては、1団体あたり400万円とする。
- (2) 市区町村（指定都市を除く。）、地域国際化協会及びNPO法人等にあつては、1団体あたり300万円とする。
- (3) 複数の助成対象団体が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1事業あたり400万円とする。
- (4) すべての団体にあたり、50万円をその下限額とする。

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
21年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔多文化共生の地域づくり応援事業〕 新しく生活を始める外国人住民に対して生活に役立つ情報を提供することにより、円滑な生活をサポートする。同時に、外国人住民を受け入れる側の日本人住民に対しても多文化共生の意識を啓発することにより、外国人住民が地域に溶け込みやすい環境を作り、外国人住民にとっても日本人住民にとっても暮らしやすい地域づくりを目指す。
	黒部市	〔日本語及び日本社会に関する学習支援事業〕 不安を抱える外国人住民に対し、やさしい日本語能力の習得と生活文化を教える教室を開講するため、指導ボランティアが日本語活動に必要な知識、技術の習得と日本語教室を運営していくノウハウを学び、次年度以降の日本語教室運営の土台作りと外国人住民の生活支援を目指す。
23年度	魚津市	〔地域づくりのための日本語支援ボランティア養成事業〕 日本語をあまり話せず、家庭や地域で孤立しがちな外国人住民が増加傾向にある一方、外国人に日本語を教えるボランティアは少数である。本事業を実施することによりボランティアの数を増やし、外国人を支援することによって、外国人にとって住みやすい多文化共生の町づくりを推進する。
26年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔外国にルーツを持つ子どもたちのキャリアデザイン支援プロジェクト〕 外国にルーツを持つ子どもたちが、日本の社会、学校生活等にスムーズに順応し、幼いころから将来の夢を持って教育を受けることができるように、保護者に対して日本の教育制度や学校生活等に関する情報等を提供し、子どものキャリア教育を行う環境作りを造成する。

27年度	富山県 (国際課)	〔外国にルーツを持つ子どもたちのキャリアデザイン支援プロジェクト〕 外国にルーツをもつ子どもたちが、日本の社会、学校生活等にスムーズに順応し、幼いころから将来の夢を持って教育を受けることができるように、保護者に対して日本の教育制度や学校生活等に関する情報を提供し、子どものキャリア教育を行う環境を造成する。
28年度	富山県 (国際課)	〔外国にルーツを持つ子どもたちのキャリアデザイン支援プロジェクト〕 外国にルーツをもつ子どもたちが、日本の社会、学校生活等にスムーズに順応し、幼いころから将来の夢を持って教育を受けることができるように、保護者に対して日本の教育制度や学校生活等に関する情報を提供し、子どものキャリア教育を行う環境を造成する。
29年度	富山県 (国際課)	〔外国人住民の地域社会参画支援事業〕 少子高齢化や人口減少が進む中、多様な文化や習慣を背景に持つ外国人を地域社会に受け入れ、日本人とともにその能力を活かして活躍してもらうことは、ダイバーシティによる地域活性化の観点から重要であることから、日本に住み続けることを決意し、日本語会話も可能な外国人住民の中から、外国人と地域社会との橋渡し役となれる知識・経験や人脈を備えた外国人キーパーソンを育成する。

◇海外販路開拓支援事業、インバウンド支援事業（旧海外経済活動支援特別対策事業）

平成27年度から、これまでの「海外経済活動支援特別対策事業」を、助成対象事業に国内で実施されるものも含め拡充した上で、対象別に「海外販路開拓支援事業」及び「インバウンド支援事業」として実施する。

<海外販路開拓支援事業>

1 趣旨

地方公共団体の海外販路開拓に対するニーズの高まりを受け、海外事業所等の機能を活用しながら地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施する。

2 助成対象事業者

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村

3 助成対象事業

地方自治体が企画をするなど、事業に直接関与している海外販路開拓事業で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業。ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費が200万円以下の事業は対象とならない。

4 助成金

助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費の1/2以内の額で、次の金額を上限とする。

- (1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円
- (2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
26年度	富山県 (経営支援課)	〔とやま伝統工芸品 in NY 開催事業〕 ファッション、アートの最先端地であるニューヨークで、富山県の長い歴史に培われ、伝統的な技術・技法を有する優れた伝統工芸品を紹介する展示会を開催することにより、本県の伝統産業に従事する企業の海外販路開拓を支援する。

27 年 度	富山市	〔富山市産エゴマ・エゴマ加工品のイタリアにおけるブランディングと販路開拓〕 環境未来都市プロジェクトとして取り組むエゴマの国際展開事業として、イタリア・ミラノ万博においてPRイベントやワークショップを実施するほか、現地関係者との連携構築を図ることにより、エゴマのグローバルブランド化及び海外販路開拓を推進する。
--------------	-----	--

<インバウンド支援事業>

1 趣旨

地方公共団体の海外観光客誘致に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら、地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施することとする。

2 助成対象事業者

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村

3 助成対象事業

地方自治体が企画をするなど、事業に直接関与している海外観光客誘致事業で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業。ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費が200万円以下の事業は対象とならない

4 助成金

助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費の1/2以内の額で、次の金額を上限とする。

- (1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円
- (2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
29 年 度	高岡市	〔台湾誘客推進事業〕 海外から本市に最も多く訪れている台湾人をターゲットとした誘客強化に加え、伝統工芸高岡銅器・高岡漆器の技術を活かしたクラフト製品の海外販路拡大を支援するなど、「高岡」ブランドの浸透を図る。

◇その他助成事業

<ジャポニスム 2018に係る支援>

1 趣旨

日仏友好160周年を記念して、2019年2月に、パリ市・ナント市での開催が予定される大規模な日本文化紹介行事、ジャポニスム2018公式企画第6回『「伝統と先端と」～日本の地方の底力』の機会を捉え、地域の魅力をフランス国内に発信する地方公共団体を支援する。

2 富山県の認定実績

担当自治体	事業の概要
富山県 (経営支援課)	〔とやま文化DAYS in Paris〕 高岡銅器や越中和紙といった、富山県の伝統工芸品の展示・販売及び職人による製作実演を行うとともに、伝統工芸をテーマとした映画の上映や、監督によるトークショーを通して、富山県の伝統工芸の魅力をPRする。

自治体国際交流表彰（総務大臣賞）

1 概要

（一財）自治体国際化協会（CLAIR）では、総務省との共催により、地域の国際化の更なる推進を図るため、平成18年度から、姉妹自治体交流等の国際交流について、創意と工夫に富んだ取組を表彰し、広く全国に紹介する事業を行っています。

表彰の対象は、姉妹自治体提携に基づく交流活動のほか、海外自治体と特定分野（教育、経済、観光、防災など）の協定、覚書などに基づく交流及びこれに準ずる交流（協定等によらないが、国内自治体が公認し、継続性があるもの）についても含まれます。

この表彰事業を通じて、すばらしい取組を全国に発信するとともに、そのような取組を各自治体で共有していただくことにより、地域の国際化の一層の促進、すそ野の拡大、さらには自治体同士の連携強化につなげていくことを目指しています。

2 表彰対象団体

- （1）都道府県、市区町村
- （2）地域国際化協会
- （3）国際交流協会等の民間非営利団体

3 富山県の表彰実績

年度	受賞自治体	取組の概要
R元年度 (第14回)	富山県 (国際課)	【遼寧省(中華人民共和国)との交流】 ○友好提携以降、35年以上に渡って、訪問団の相互派遣や、職員・留学生・技術研修員の派遣・受入れ、環境・スポーツ・文化・教育・観光等幅広い分野にわたる交流を行っている。 ○2018年、富山県訪問団（団長：県知事）が遼寧省を訪問し、経済・貿易や観光、文化などの交流推進を内容とする「交流と協力の深化に関する覚書」を締結した。 ○また「日中青少年交流推進年」にあたる2019年には、青少年の交流団を相互に派遣、交流を促進した。 ○2004年、中国で「富山ファン倶楽部」が設立され、会員数は遼寧省在住者を中心に400名を超えている。また、友好提携35年にあたる令和元年には富山県で「遼寧ファン倶楽部」の設立が発表されるなど、更なる相互理解と友好関係の促進を図っている。

富山県協力交流研修員

平成8年度に、総務省(当時 自治省)と(一財)自治体国際化協会(CLAIR)が共同で支援する「自治体職員協力交流事業」が創設されました。この事業は、海外の地方自治体等の職員を日本の地方自治体が受け入れ、そのノウハウ、技術等を習得するとともに、地方自治体の国際化施策への協力を通じて地域の国際化を推進することを目的としています。

令和4年度は、全国で6の自治体が韓国、ブラジルなど6か国から6名の研修員を受け入れました。本県では平成8年度よりこの事業を活用し、令和4年度までに6か国から46名を協力交流研修員として受け入れました。(令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れなし)。

協力交流研修員の受入状況

注)()内は女性で内数

年度	ポーランド	ロシア	中国	韓国	モンゴル	ブラジル	計
8	1人	1人	0人	0人	0人	0人	2
9		1	1(1)				2(1)
10			1	1(1)			2(1)
11				1			1
12				1			1
13				1			1
14				1			1
15				2(1)			2(1)
16				1(1)	2		3(1)
17				1	2		3
18		1	4(3)	1(1)			6(4)
19			1(1)				1(1)
20			2(2)				2(2)
21			2(1)				2(1)
22			2(2)				2(2)
23			2				2
24			2			1 ※	3
25						1(1) ※	1(1)
26						1(1) ※	1(1)
27			2			1 ※	3
28						1(1) ※	1(1)
29						1(1) ※	1(1)
30						1 ※	1
R元						1 ※	1
2							0
3							0
4						1 ※	1
計	1	3	19(10)	10(4)	4	9(4)	46(18)

※多文化共生推進研修員

(一財)自治体国際化協会 (CLAIR) 派遣富山県職員

氏名	派遣時の所属・職名	派遣先・派遣期間	
		本部(東京)	海外事務所
荻布 彦	学術国際課主事	—	H元.10～H2.9 ロンドン事務所研究生
魚住 利彦	国際課主事	H4.11～ H5.3 ソウル事務所開設担当主事	H5.4～ H7.3 ソウル事務所所長補佐
米澤 憲二郎	東京事務所主幹	H7.4～ H9.3 交流協力部協力課長	—
米澤 浩太郎	国際課主事	H7.4～ H8.3 交流親善課主事	H8.4～H10.3 ソウル事務所所長補佐
金尾 幸夫	国際課主事	H9.4～H10.3 総務課主事	H10.4～H12.3 ソウル事務所所長補佐
北野 克己	国際課主事	H11.4～H12.3 総務課主査	H12.4～H14.3 ソウル事務所所長補佐
浅井 浩	国際・日本海政策課主事	H13.4～H14.3 業務課主事	H14.4～H16.3 ソウル事務所所長補佐
森川 しのぶ	国際・日本海政策課主事	H15.4～H16.3 連絡調整課主事	H16.4～H18.3 ソウル事務所所長補佐
上田 明美	国際・日本海政策課主事	H17.4～H18.3 国際協力課主事	H18.4～H20.3 ソウル事務所所長補佐
山元 真弓	国際・日本海政策課主任	H19.4～H20.3 国際情報課主査	H20.4～H22.3 ソウル事務所所長補佐
川村 祥生	国際・日本海政策課主任	H21.4～H22.3 企画課主査	H22.4～H24.3 ソウル事務所所長補佐
長谷 明子	国際・日本海政策課主任	H23.4～H24.3 交流親善課主査	H24.4～H26.3 ソウル事務所所長補佐
原田 典久	国際課主事	H25.4～H26.3 支援課主事	H26.4～H28.3 ソウル事務所所長補佐
河合 洗生	国際課主事	H27.4～H28.3 多文化共生課主事	H28.4～H30.3 ソウル事務所所長補佐
今村 斉生	国際課主事	H30.4～H31.3 経済交流課主事	H31.4～R3.3 ソウル事務所所長補佐
木村 華奈子	国際課主事	R3.4～R4.3 研修・カウンセリング課主事	R4.4～R6.3 シンガポール事務所所長補佐

14 一般財団法人自治総合センター

Japan Center for Local Autonomy

(一財)自治総合センターは、地域社会の変動及び住民生活の変化に即応し、住民の自治意識の向上を図るとともに、地方公共団体の行政運営の円滑化に資する各種の活動及び地域の振興に資する事業を通じての宝くじの普及広報に関する活動を行い、もって、地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与することを目的として、地方自治関係者並びに地方6団体代表者が設立者となり、自治大臣の許可を得て、昭和52年4月1日に設立されました。

◇コミュニティ助成事業「地域国際化推進助成事業」

1 趣旨

地域レベルでの国際化を官民共同して推進することは、ますます重要になってきています。このため、コミュニティ助成事業の項目として、新たに「地域国際化推進助成事業」が加えられ、多文化共生や国際理解推進など、地域レベルでの国際化の推進に資する事業に対して、平成23年度から助成が開始されました。

この事業は宝くじの受託事業収入を財源として、地域の国際化を推進する事業に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展と宝くじの社会貢献広報を図ることを目的としています。

2 助成対象事業者

市(区)町村(政令指定都市は除く。以下同じとする。)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

3 助成対象事業

市(区)町村が認めるコミュニティ国際交流組織(地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織またはその連合組織。)が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業

4 助成金

200万円を限度とします。

5 富山県の最近の認定実績

	事業者	事業の概要
23年度	南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ実行委員会	【「おいしく国際交流」と「ギネスに挑戦」】 国際木彫刻キャンプが実施される南砺市井波地域において、世界一の木製ベンチ制作と世界の食文化交流をすることにより、国内外の作家同士はもとより市内外からの来場者とのコミュニケーションを図り、国際理解と文化交流を深める。
27年度	南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ実行委員会	【「世界の食文化交流」と「交流イベント」】 南砺市いなみ国際木彫刻キャンプに招待した海外10か国の作家を交え、「世界の食文化交流」や、地元児童生徒や市内外の来場者とのコミュニケーションを図る「交流イベント」を開催することにより、国際理解と文化交流を深める。

◆ 問い合わせ先

(一財)自治総合センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目3番2号 内幸町東急ビル13F

TEL (03)3504-0841 FAX (03)3504-0872

富山県 生活環境文化部 国際課 TEL (076)444-3156 FAX (076)444-9612